

\\ 事業主の皆さんへ //

## 新型コロナウイルス感染症に関する 各種経済対策事業を紹介します

### ●国の月次支援金の対象期間が延長されます

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響を受けた事業者に対する国の支援金である月次支援金の給付対象期間が延長されました。

申請については、弟子屈町商工会(☎482-2259)にご相談ください。

▶延長後対象期間/令和3年4月～8月

▶申請期限/【7月分】9月30日(木)まで

【8月分】9月1日(水)～10月31日(日)

【9月分】10月1日(金)～11月30日(火) ※6月分までの申請受付は終了しました。

### ●道特別支援金Aの受付期限が延長されます

令和2年11月から令和3年3月の間に、外出自粛要請などの影響を受けた事業者に対する道の支援金(道特別支援金A)の申請受付期限が9月30日(木)まで延長されます。

相談・申請書については観光商工課商工振興係までご連絡ください。

### ●感染防止のための備品購入の補助金申請を受け付けています

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために購入した備品の一部を補助する飲食事業者等感染防止対策補助金の申請を受け付けています。

▶補助率/対象経費の4分の3(上限7万5千円)

▶補助対象者/対面でサービスを提供する事業者(飲食店、小売店、学習塾など)  
※宿泊業は対象外です

▶申請要件/①業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること  
②パソコンやスマートフォンによる感染対策の講習(eラーニング)を受講し、感染防止対策の計画を策定すること  
③現地確認調査に応じること  
④補助の対象となる備品が、国や町の補助を受けて購入したものでないこと  
⑤飲食事業者の場合、営業許可証を受けていること

▶対象経費/6月18日から申請日までに購入、設置、支払いが完了したもの  
(例)アクリル板、非接触体温計、センサー式の消毒器、空気清浄機、換気扇など

▶申請期限/11月30日(火)まで  
※ただし、9月1日(水)～10月31日(日)の間にeラーニングを受講する必要があります

▶申請書/役場観光商工課、商工会、川湯支所のほか、道のホームページから入手できます。

▶その他/申請にあたってはeラーニング受講後に発行される修了証が必要となりますが、パソコンやスマートフォンがないなど、eラーニングを受講することができない方は飲食事業者等感染防止対策補助金事務局(☎011-330-8299)へお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症関連各種支援金の相談・申請サポートを行います

町では、月次支援金をはじめとした各種支援金の相談や電子申請のサポートを行います。

▶会場/町公民館1階 研修室

▶日時/9月8日(水)、10日(金)、14日(火)、16日(木)、22日(水)、30日(木)  
9時30分～16時30分のうち、1事業所につき1時間程度

▶申込/事前に弟子屈町商工会までお申し込みください

▶その他/申請に必要な書類について、あらかじめ商工会のチェックを受ける必要があります。



問い合わせ先/役場観光商工課商工振興係 ☎482-2940 (課直通)

# 釧路川沿線に 新たな広場が完成しました!

### ◆広場の整備とかわまちづくり計画

市街地を流れる釧路川の沿線、栄橋北側に新たな広場が完成しました。

この広場は国の第一級河川に登録されている釧路川を間近で見ることができます。大人から子どもまで、さまざまな年代の方がゆっくりと休める憩いの場として活用いただけるほか、イベント会場としても活用を予定しています。

市街地を流れる川は平成23年度には町民の皆さんの働き掛けもあり、「弟子屈町かわまちづくり計画」が国に登録され、これまで国土交通省が主体となり親水護岸や河川管理運用道路の整備など、まちづくりと一体となったかわづくりが進められてきました。

### ◆施設が利用できるようになりました

今後も治水のための整備は続きますが、この度、広場の整備が一部を残し終了し、施設の利用が可能となりましたのでお知らせします。

オープニング式典などは令和4年7月に摩周温泉夏まつりの際に実施を予定しています。

広場は釧路川に直接触れられるように整備されています。小さいお子さんなどが利用する際には保護者の方が目を離すことのないよう、十分ご注意ください。

### ◆小中高生の皆さんから広場の名称を募集します

整備された広場の開場に向け、町の子どもたちから「広場名」を募集します。釧路川の沿線にあり、親水性のある施設に自由な発想で新しい広場名を付けてください。たくさんの応募をお待ちしています。

#### 応募資格・方法など

▶広場名/「〇〇広場」または「広場〇〇」のように「広場」が必ず入ります。募集するのは〇〇にあたる部分です。文字数に制限はありません。漢字やひらがな、カタカナ、ローマ字などの条件もありません。

▶応募資格・数/町内の小中高校生の皆さん・何点でも応募できます。

▶応募締め切り/9月15日(水)

▶提出方法/各学校で配布する応募用紙に記載して学校へ提出してください。

#### 【地図】



整備された広場の様子

選考で決定した名前は広報でしかがなどでお知らせします。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課管財係 ☎482-2913 (課直通)